

水戸市地域包括支援センター介護予防支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、水戸市指定介護予防支援事業等基準条例（平成27年水戸市条例第6号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、水戸市地域包括支援センター介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う事業（以下「事業」という。）の運営に係る事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施にあたっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 事業の利用者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- (4) 関係市町村、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設、水戸市地域包括支援センター、民生委員児童委員及び地縁団体等との連携に努めること。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 水戸市地域包括支援センター介護予防支援事業所
- (2) 所在地 水戸市中央1-4-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（水戸市地域包括支援センター所長を兼務する。）
管理者は、事業所の職員及び業務の管理等を一元的に行う。

(2) 担当職員

- ア 保健師等 1名以上
- イ 介護支援専門員 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

(3) 事務職員 1名以上

事務職員は、指定介護予防支援に係る必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(指定介護予防支援の提供方法)

第 7 条 担当職員が利用者から相談を受ける場所並びにサービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所の相談室とする。

2 担当職員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況及びサービスの利用状況等を把握するとともに、利用者の相談に応じるものとする。

(指定介護予防支援の内容)

第 8 条 指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設の紹介
- (4) 相談援助
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料)

第 9 条 指定介護予防支援の提供に係る利用料は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）により算定された額とする。ただし、当該利用料が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 3 項の規定に基づき支払われる場合においては、利用者から利用料を徴しない。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、水戸市全域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業の実施にあたっては、利用者の虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応を行うため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための研修の実施
- (4) 第 1 号から第 3 号までに規定する措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情の処理手順及び窓口)

第 12 条 事業に対する利用者等からの苦情の処理にあたっては、条例第 30 条第 2 項から第 7 項の規定に基づき行うものとする。

2 前項の苦情を受け付けるための窓口等は、次のとおりとする。

- (1) 連絡先 029-232-9110
- (2) 担当者 第 5 条第 1 号に定める管理者、同第 2 号アに定める保健師及び管理者の定める者

(補則)

第 13 条 この規程に定める事項のほか、必要なことは別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(従前の規程の廃止)

2 従前の水戸市地域包括支援センター介護予防支援事業所運営規程は、廃止する。

(水戸市地域包括支援センター介護予防支援事業所運営規程の一部改正)

付 則

この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。